

ペット関連事業者向け賠償責任保険 Q&A

用語について

「ペット関連事業者向け賠償責任保険」とは

一般社団法人全日本動物専門教育協会の会員様が事業施設の所有、使用または管理および付随業務（出張業務等）の遂行により他人の身体障害または財物損害（お預かりした犬、猫を含む）に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険制度です。同保険には法律上の賠償責任が発生しない場合でも社会通念上妥当な範囲のお見舞金も補償対象としております。

「受託者賠償責任保険」とは

ペット受託業務の実施にあたり、一時的に預かったペット（犬、猫に限る）の死亡・ケガをさせてしまった場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。一時的にペットを輸送中に生じた賠償事故も対象となります。

「施設所有（管理）者賠償責任保険」とは

事業施設の所有、使用または管理および付随業務（出張業務等）の遂行により生じた他人の身体障害または財物損害に対して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

「初期対応費用」とは

主契約の対象となる事故により被保険者が負担した事故現場の保存・写真撮影・後片付け・清掃費用、事故状況の調査・記録費用等を補償します。

「訴訟対応費用」とは

被保険者に対して起訴された損害賠償請求訴訟に関して被保険者が支出した文書作成費用、再現実験費用等を補償します。

「損害賠償金」とは

他人の身体障害に対しては治療費、休業損害、慰謝料等が対象となります。財物損害に対しては修理費（全損の場合は時価額）が対象となります。お預かりしている犬、猫にケガをさせてしまった場合は治療費（死亡させてしまった場合は同等の種類の時価額）が対象となります。※1頭20万円が限度となります。

「支払限度額」とは

保険により補償する限度額です。支払限度額を超える損害賠償責任等が発生する場合は自己負担となります。

「免責金額」とは

保険により補償する際に、被保険者様をご自身でご負担いただく金額です。補償対象となる場合には、確定した損害賠償保険金から免責金額を差し引いて保険金をお支払いします。

「実費」とは

実際に支出した費用です。実費について保険金でお支払いする場合には、領収証等の確認資料が必要となります。

FAQ（よくあるご質問）

（保険金支払いの対象となる事故・対象とならない事故について）

Q 1 この保険制度はどのようなときに補償対象となりますか？

A 1 会員事業者様がペット関連事業を遂行中（事業施設の所有、使用、管理を含む）に他人の身体・財物に損害を与えた場合、またお預かりしたペット（犬、猫に限る）にケガをさせたり、死亡させてしまった場合の損害賠償を補償します。

Q 2 ペットのしつけ指導中に犬が逃亡して通行人を噛んだ場合は補償対象となりますか？

A 2 対象となります。

Q 3 犬のしつけ指導中に犬が別の指導中の犬に噛み付いた場合は補償対象となりますか？

A 3 動物同士の噛み付きは指導者の管理責任有無の判断が難しいため、今回の商品では対象外としています。

- Q 4 ペットの送迎中の事故は補償対象となりますか？
A 4 送迎が業務の一環である場合は保険金お支払いの対象となります。
- Q 5 ペットを散歩中の事故は補償対象になりますか？
A 5 お預かりしている期間内に、散歩のために施設外で直接監視下のもと管理している間は保険金お支払いの対象となります。
- Q 6 ペットホテルでペットが盗難にあった場合は補償対象となりますか？
A 6 対象となります。ただし、管理下中のみ対象となり、逃亡中の盗難は対象となりません。
- Q 7 お預かり中にドッグランで発生した事故は補償対象となりますか？
A 7 被保険者の直接監視下のもと管理している場合は保険金お支払いの対象となります。常時直接監視下でない場合は対象外となります。
- Q 8 出張トリミング等の業務中に発生した事故は補償対象となりますか？
A 8 出張トリミング等の業務のため施設外でペットをお預かりする場合は、被保険者の直接監視下のもと管理している間であれば保険金お支払いの対象となります。
- Q 9 ペットの毛を切りすぎたため風邪を引いた場合は補償対象となりますか？
A 9 残念ながら対象となりません。業務によって直接的にケガをさせたわけではない上に病気は補償対象外となっているためです。
- Q 10 保険会社に事故報告をしたとき、補償対象となるか、すぐに分かりますか？
A 10 事故報告後、事故の概要を精査してから保険金お支払いの対象となるか判断するため、即答できない場合もあります。
- Q 11 「お見舞金」の金額はどのように決めたらよいですか？
A 11 犬、猫の種類等によって、被保険者ご自身で、社会通念上妥当な額をご判断いただきます。
- Q 12 お客様にお支払いした「お見舞金」について受領書の取り付けは必要ですか？
A 12 原則として、被害者の方から受領書の取り付けをお願いしております。実費でのお支払いとなることから、確認資料のご提出が必要となります。

(保険の制度について)

Q 1 3 いつから補償が開始しますか？

A 1 3 会員加入のお申込をいただいた翌月 1 日から保険の補償が開始します。なお、保険制度は毎年 9 月 1 日に更新します。「保険期間中の支払限度額」は、更新日にリセットされます。

Q 1 4 保険は何度でも使えますか？保険を使った際に補償の内容は変更されますか？

A 1 4 保険期間中の支払限度額の範囲では、回数制限はありません。ただし、特定の会員事業者様の事故が頻発する場合には制度維持の観点から、保険の対象から外させていただく場合があります。

Q 1 5 保険期間の途中で従業員の数に変動があった場合は保険料の追徴、返戻は発生しますか？

A 1 5 発生しません。